

埼玉医科大学学則

(昭和47年 2月16日制定)

改正	昭和51年 4月 1日	昭和53年 4月 1日
	昭和57年 4月 1日	昭和60年 4月 1日
	昭和61年 4月 1日	平成元年 4月 1日
	平成 2年 4月 1日	平成 3年 4月 1日
	平成 3年 9月27日	平成 3年12月 1日
	平成 4年 4月 1日	平成 6年 4月 1日
	平成 7年 4月 1日	平成 8年 4月 1日
	平成 9年 4月 1日	平成10年 4月 1日
	平成11年 4月 1日	平成12年 4月 1日
	平成13年 4月 1日	平成14年 4月 1日
	平成16年 4月 1日	平成17年 4月 1日
	平成18年 4月 1日	平成19年 4月 1日
	平成20年 4月 1日	平成21年 4月 1日
	平成22年 4月 1日	平成23年 4月 1日
	平成24年 4月 1日	平成25年 4月 1日
	平成26年 4月 1日	平成27年 4月 1日
	平成27年11月28日	平成28年 4月 1日
	平成29年 3月25日	平成29年 9月 8日
	平成30年 3月24日	平成30年 5月26日
	平成30年 9月 7日	平成31年 3月23日
	令和元年 5月25日	令和元年 9月11日
	令和 2年 3月30日	令和 3年 3月27日
	令和 3年 7月31日	令和 3年11月20日
	令和 4年 3月26日	令和 4年 7月30日
	令和 5年 7月29日	令和 6年 3月30日
	令和 6年 7月27日	令和 7年 3月29日
		令和 7年 9月 2日

目 次

- 第1章 目的、使命、教育研究上の目的及び自己点検・評価
- 第2章 学部学科、修業年限及び収容定員
- 第3章 学年度、学期及び休業日
- 第4章 学科目及び教育課程
- 第5章 課程修了の認定等
- 第6章 進級、卒業及び学位の授与
- 第7章 入学
- 第8章 休学、転学及び退学等
- 第9章 除籍及び賞罰
- 第10章 学費
- 第11章 職員組織
- 第12章 教授会等
- 第13章 委託学生、専攻生及び外国人学生
- 第14章 大学院
- 第15章 附属施設
- 附 則

第1章 目的、使命、教育研究上の目的及び自己点検・評価

(目的及び使命)

第1条 埼玉医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学

校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、かつ、私学の特性を生かして専門的な知識と技能及び高い倫理性を身につけた実地臨床医家並びに保健医療技術者を育成することを目的とし、更に進んで新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することによって、広く人類の健康と福祉に貢献することを使命とする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 本学の学部、学科の教育研究上の目的は、別に定める。

（自己点検・評価及び認証評価機関による評価）

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するために、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施、結果の公表等については、別に定める。

第2章 学部学科、修業年限及び収容定員

（学部・学科）

第2条 本学に次の学部・学科を置く。

医学部・医学科

保健医療学部・看護学科

臨床検査学科

臨床工学科

理学療法学科

（修業年限）

第3条 医学部の修業年限は6年とし、保健医療学部の修業年限は4年とする。

（在学年限）

第4条 在学年限は、前条の修業年限の2倍を超えることができない。

2 同一学年次に、2年を超えて在学することはできない。

（収容定員）

第5条 収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3 年 次 編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	110名		660名
保健医療学部	看 護 学 科	80名	若干名	320名
	臨床検査学科	40名		160名
	臨床工学科	30名		120名
	理学療法学科	40名		160名

第3章 学年度、学期及び休業日

（学年度）

第6条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年度を分けて次の学期とする。

区 分	学 期	期 間
医 学 部	第1学期	4月1日から 8月31日まで
	第2学期	9月1日から 12月31日まで
	第3学期	1月1日から 3月31日まで
保健医療学部	前 期	4月1日から 9月30日まで
	後 期	10月1日から 翌年3月31日まで

（1年間の授業期間）

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 大学創立記念日 5月4日
- (4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要により前項各号の休業日を変更し、あるいは臨時に休業日を設け又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 学科目及び教育課程

(時間数及び単位数)

第10条 医学部において開設するコース・ユニット並びに履修すべき時間数及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 保健医療学部において開設する科目及び履修すべき単位数は、別表第2のとおりとする。

(開設講座等)

第11条 本学の目的使命を達成するために、医学部に基本学科を設ける。

2 基本学科については別に定める。

3 保健医療学部については別に定める。

第5章 課程修了の認定等

(試験)

第12条 各授業科目の履修が修了したときは試験を行う。

2 試験は口答又は筆答により行う。ただし、科目の性質により、あらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

3 成績の評価は、A、B、C、Dをもって表し、A、B及びCを合格とする。Dは不合格とする。

4 前項の評価基準は別に定める。

(単位の計算)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業を1単位とすること。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業を1単位とすること。

(3) 講義、演習、実験(若しくは実習又は実技)が同じ授業科目の中で併用して行われる場合には、前各号により各学部において定める1単位当たりの時間数で45時間を除いた数値を講義はa、演習はb、実験等はcとし、講義、演習、実験等の授業時間数をそれぞれx、y、zとして、該当する授業の方法に当てはめた次の計算式で算定した数値の合計が45をもって、1単位とすること。

$$a x + b y + c z = 45$$

(4) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究については、これらに必要な学習の成果を考慮して単位数を定めること。

(他学部の授業科目の履修等)

第13条の2 学生は他の学部の授業科目を履修又は聴講することができる。ただし、所属学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第13条の3 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が

行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条の5 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)、高等専門学校又は専修学校の専門課程(別に定めるところにより大学教育に相当する水準を有するものに限る。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条の3第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 進級、卒業及び学位の授与

(進級)

第14条 進級の認定は、学年末に教授会の意見を聴いて学長がこれを行う。進級に係る評価基準、評価方法は別に定める。

(卒業)

第15条 医学部にあっては6年以上、保健医療学部にあつては4年以上在学し、所定の課程を修了した者には、卒業と認定し卒業証書・学位記を授与する。卒業に係る評価基準、評価方法は別に定める。

(学位)

第16条 本学を卒業した者には、別に定めるところにより学位を授与する。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年度の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学試験)

第19条 入学を志願する者は、医学部にあっては60,000円、保健医療学部にあつては35,000円の入学検定料を添えて、所定の入学願書及び必要書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学者の選抜時期、選抜方法等は、別に定める。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金その他の学納金を添えて、誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する手続きをとらない者は、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第21条 定員内において編入学を公募することがある。なお、編入学を希望する者は、次の各号の一に該当する者に限り、審査のうえ入学を許可することができる。

(1) 編入学学年以前に履修すべき科目及び時間数に相当する課程を、国内外において修了した者

(2) 文部科学大臣の指定した者

(保健医療学部看護学科の第3年次編入学)

第21条の2 前条の規定にかかわらず、保健医療学部看護学科への第3年次編入学を希望する者で、次の各号のいずれかに該当する者は、審査のうえ入学を許可することができる。

(1) 短期大学の看護学科を卒業した者

(2) 専修学校の看護系の専門課程(就業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

(3) 大学を卒業し、看護に関する所定の単位を修得した者

(4) 看護系の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(5) 高等学校の看護系専攻科の課程(修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

第8章 休学、転学及び退学等

(休学)

第22条 疾病その他やむを得ない事由のため、3箇月以上修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。この場合、その事由が病気である場合には、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は、その学年度を超えることはできない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、更に翌学年度内に限り延長することがある。

3 休学の期間は、通算3学年度を超えることはできない。

4 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

5 休学の期間中は、第3条の修業年限及び第4条の在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学の期間中であっても、その事由が消滅した時は、学長に願い出て復学することができる。休学の事由が病気であった場合には、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第24条 本学から他の大学に転学しようとする者が、事由書を添えて願い出た場合には、学長は教授会の意見を聴いて許可をすることができる。

(転部、転科、転入学)

第24条の2 本学の他の学部転部又は保健医療学部の他の学科に転科を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に転部又は転科を許可することがある。

2 他の大学の学生で、本学の保健医療学部転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に転入学を許可することがある。

(退学)

第25条 疾病その他の事由により、退学しようとする者は、保証人連署の上学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、退学の事由が疾病によるときは、本学指定病院の医師の診断書を添付しなければならない。

(再入学)

第26条 前条の規定により退学した者で、その後2年以内に退学の事由が消滅し、再び入学を願い出る者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、相当学年次に再入学を認めることができる。再入学に関する内規は別に定める。

- 2 再入学を許可された者の納入する授業料等は、同学年次者と同額とする。
- 3 再入学者の在学年限は、再入学した学年次から最終学年次までの修業年限の2倍を超えることはできない。また同一学年次に、2年を超えて在学することはできない。
- 4 再入学者の休学できる期間は、その者の再入学以前の在籍した期間における休学を含めて、通算3学年度を超えることはできない。ただし、再入学以前の在籍期間内において休学した期間がある場合は、教授会においてその者の諸般の事情を勘案し、更に1学年度を限度として期間の延長を認めることがある。

第9章 除籍及び賞罰

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 故なくして3箇月以上授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (3) 死亡した者
- (4) 行方不明の届出のあった者

(表彰)

第28条 学業その他が特にすぐれた他の学生の範となる者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、適当な方法でこれを表彰することがある。

(懲戒)

第29条 本学の教育方針に違背し、又は学生の本分にもとる行為のある者については、学長は教授会の意見を聴いて、これを懲戒することができる。

2 懲戒はその軽重に応じ、けん責、停学及び退学とする。

(退学の要件)

第30条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に行うことができるものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 学費

(学費)

第31条 入学金、授業料等は、次のとおりとする。

種 別	医 学 部	保健医療学部
入学金(入学時のみ)	2,000,000円	300,000円
授業料(年額)	2,750,000円	1,000,000円
実験実習費(年額)(第1学年次)	1,000,000円	200,000円
実験実習費(年額)(第2学年次以降)	1,000,000円	300,000円
施設設備費(年額)	1,500,000円	300,000円
医学教育充実特別学納金(入学時のみ)	1,000,000円	—
教育充実費(年額)(第2学年次以降)	500,000円	—

(学費の納入)

第32条 授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、願い出により2期に分納することができる。

- 2 授業料は、休学又は停学中であっても徴収する。ただし、事情により減免することがある。
- 3 退学、除籍又は懲戒退学の場合における授業料等は、その納期に属する分はこれを徴収する。
- 4 授業料等を所定の期日までに納入しないときは、授業への出席、定期試験の受験、図書の閲覧、その他施設の利用を認めない。
- 5 入学金、授業料その他の既納の学費は還付しない。ただし、入学時の学費については、所定の期日までに申し出た場合には入学金以外のものは返還する。

6 学費の納入の時期その他の細目については、別に定める。

(学費の減免)

第33条 学長は、教授会の意見を聴いて、学業成績、人物共に優れた学生に対し、特別待遇奨学生(特待生)として学費を一部減免することができる。

2 学費の減免に関する事項は、別に定める。

第11章 職員組織

(職員組織)

第34条 本学の目的を達成するために、次の職員を置く。

学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び補助職員

なお、必要に応じてこれ以外の職員を置くことができる。

2 教職員の定員、資格、勤務等に関しては、別に定める。

第12章 教授会等

(教授会等)

第35条 各学部に、教授会を置き、学部長が招集し、その議長となる。

2 本学に教授総会を置き、学長が招集し、その議長となる。

3 教授会並びに教授総会の構成員及び運営に関する事項は、別に定める。

(審議事項等)

第36条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるることができる。

第13章 委託学生、専攻生及び外国人学生

(委託学生)

第37条 公共又は民間の諸機関から委託学生の受け入れについて申入れがあったときは、公募によることなく、受け入れることができる。

2 委託学生については、この条に定めるもののほか、本学則を準用する。

(専攻生)

第38条 専門科目につき研鑽を志望する者があるときは、教育研究上支障のない場合に限り、専攻生としてこれを許可することがある。

2 専攻生に関する規定は、別に定める。

(外国人学生)

第39条 外国人であって、本学学生としての教育を受けることを希望する者があるときは、外国人学生として入学させることができる。

2 外国人学生の入学者選抜に関しては、第18条の規定を準用し、かつ、日本語の能力に関する試験を加える。

第14章 大学院

(大学院)

第40条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第15章 附属施設

(附属施設)

第41条 本学に附属図書館、大学病院、総合医療センター、国際医療センター、ゲノム医学研究センターその他必要な施設を置く。これらに関する規定は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この学則を改正しようとするときは、3分の2以上が出席した教授会において、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則(昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和57年4月1日)

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和60年4月1日)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年4月1日)

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項、第23条第3項及び第29条については、昭和61年度入学者から適用する。

附 則(平成元年4月1日)

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年度入学生については、改正後の規定にかかわらず、前年度の3月31日までに納入した入学金については、なお、従前の額による。

附 則(平成2年4月1日)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月27日)

この学則は、平成3年9月27日から施行する。

附 則(平成3年12月1日)

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日)

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成10年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年4月1日)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月24日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月10日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に入学した学生に係る授業料等学納金の額は、改正後の学則第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月1日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科の経過措置)

埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成27年11月28日)

この学則は、平成27年11月28日から施行する。

附 則(平成28年3月26日)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月28日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月3日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月25日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び別表第3(第10条関係)の改正は、平成30年4月1日から施行する。

(埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科の存続に関する経過措置)

埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成29年9月8日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
入学定員	129名	129名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	756名	764名	749名	733名	716名	698名	679名

附 則(平成30年3月24日)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月26日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月7日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成31年度から平成36年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	765名	750名	734名	717名	699名	680名

附 則(平成31年3月23日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月25日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月11日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入学定員	130名	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	770名	774名	757名	739名	720名	700名	680名

附 則(令和2年3月30日)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月27日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2(第10条関係)保健医療学部看護学科については、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月31日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	777名	759名	740名	720名	700名	680名

附 則(令和3年11月20日)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月26日)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月30日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第5条の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	779名	760名	740名	720名	700名	680名

附 則(令和5年7月29日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
 2 第5条の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	780名	760名	740名	720名	700名	680名

附 則(令和6年3月30日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定(収容定員)については、令和7年4月1日から施行する。
 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、令和7年度の保健医療学部看護学科並びに令和7年度から令和9年度までの保健医療学部の臨床検査学科、臨床工学科及び理学療法学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

保健医療学部看護学科

年 度	令和7年度
入学定員	80名
収容定員	330名

保健医療学部臨床検査学科

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	40名	40名	40名
収容定員	250名	220名	190名

保健医療学部臨床工学科

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	30名	30名	30名
収容定員	150名	140名	130名

保健医療学部理学療法学科

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
入学定員	40名	40名	40名
収容定員	190名	180名	170名

附 則(令和6年7月27日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
 2 第5条の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	780名	760名	740名	720名	700名	680名

附 則(令和7年3月29日)

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月2日)

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和8年度から令和13年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
入学定員	130名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	780名	760名	740名	720名	700名	680名